

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	神戸市 後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

神戸市長

## 公表日

令和4年12月23日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>&lt;事務内容&gt;</p> <p>後期高齢者医療制度では、兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「兵庫県広域連合」という。)と市町が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・兵庫県広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付</li><li>・市町:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。</li></ul> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 資格管理業務等<ul style="list-style-type: none"><li>・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市町から兵庫県広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、兵庫県広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。</li><li>2. 税課・収納業務<ul style="list-style-type: none"><li>・保険料賦課 市町から兵庫県広域連合に所得情報等を送付し、兵庫県広域連合において税課計算を行い保険料賦課額を決定した上で、市町から当該住民に対して税課決定通知書等で通知する。</li><li>・保険料収納管理 兵庫県広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町において保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。</li></ul></li><li>3. 給付業務<ul style="list-style-type: none"><li>・療養費の支給、高額療養費の支給 市町において住民からの療養費支給申請書等に関する届出を受け付け、兵庫県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)において療養費支給等の判定処理を行い、兵庫県広域連合から当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付する。</li></ul></li></ul></li></ol>
③システムの名称	神戸市後期高齢者医療システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

神戸市後期高齢者医療システム

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条および別表第1第59項</li><li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</li><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</li></ul>
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      実施しない      ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-	

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉局 国保年金医療課
②所属長の役職名	国保年金医療課長

## 6. 他の評価実施機関

-
---

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	神戸市市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所 福祉局 国保年金医療課 電話番号:078-322-6657
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]			<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[ O ] 自己点検	[ O ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月12日	評価実施期間名	神戸市	神戸市長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事前	
平成30年4月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事前	
令和1年6月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (②)	野崎 重和	国保年金医療課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事前	
令和1年6月20日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月20日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月20日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月20日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月20日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月20日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月20日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	【様式変更に伴う記載内容追加】	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	
令和1年6月20日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和1年6月20日	IVリスク対策 8. 監査実施の有無	【様式変更に伴う記載内容追加】	[ ]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事前	
令和1年6月20日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	【様式変更に伴う記載内容追加】	十分である	事前	
令和2年9月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (①)	保健福祉局 高齢福祉部 国保年金医療課	福祉局 国保年金医療課	事後	組織改正に伴う変更のため、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎2号館2階) 電話番号:078-322-5175	神戸市市長室広報戦略部 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175	事後	組織改正に伴う変更のため、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所 保健福祉局 高齢福祉部 国保年金医療課 電話番号:078-322-6657	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所 福祉局 国保年金医療課 電話番号:078-322-6657	事後	組織改正に伴う変更のため、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市市民参画推進局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175	神戸市市長室市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-5175	事後	組織改正に伴う変更のため、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和3年9月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年5月1日時点	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条および別表第1第59号	・番号法第9条および別表第1第59項	事後	誤記訂正であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点	事後	
令和4年12月23日	I 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	記載なし	「4. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条」を追記	事前	公金受取口座の活用に伴う変更